

2010年度支部活動の到達点と教訓

一. この1年間の政治、経済、教育、国民・市民生活にかかわる情勢の変化と私たちのたたかい

1. 私たちの暮らしをとりまく現状

(1) 名古屋市が本当の「民主主義」発祥の地となるために

変化を求めた市民からの支持を得て誕生した河村市政ですが、市長のこの2年間の言動を通じて、このままでは名古屋市は危ういと思う職員が管理職を含めて大多数を占めているように思えます。自分の言いなりにならない議会に対して、首長自らが議会解散のリコール署名を集めて議会を解散させたり、自分の朋友を県知事にするために自ら職を辞して市長選挙をぶつかけたりと何億円もの税金を無駄遣いして自分の意見を通そうとするその姿は、「独裁者」のような状態になっていると言っても過言ではない状況にあるといえます。

このように自分の言うことを聞かない者はクビにし、自分の言いなりになる者を首長のカウンターパートであるべき「市議会」へ当選させて進めるそのやり方は、多数の意見だけでなく、少数の意見にも傾聴することでその正しさが成り立っている「民主主義」の根幹まで壊そうとしているように見えます。

さらに、何でも「民間が良い！」との発想で、公務の切り売りを進めており、そのことが一時的には市としての負担は減らしますが、そのことにより低賃金労働者を増やし、結局は名古屋市全体を疲弊させていくことにつながっていきかねません。

こうした中、弱者の立場に立つ市政を取り戻すべく市職労では、市民との共同の取り組みを展開してきました。2009年3月には「自動車図書館の存続」や「保育料の値上げストップ」などを、2011年5月には「支所管内図書館への指定管理者制度導入の見送り」をさせました。これらの取り組みを市民の声を背景に実現できたことは、非常に価値あることで、これを足がかりに本当の「民主主義」が名古屋に根づくように市政を変えていく必要があります。

(2) 国民が期待した「変化」は起こすためには自ら行動することが必要

国政レベルにおいては、このままの日本ではダメだ！という思いを国民は持ち、先の衆議院議員選挙では「変化」を求めて誕生した民主党政権でしたが、結局のところ自民政権と同じような「金と権力」の問題が浮上したり、目玉政策の一つであった「普天間基地の県外移設」は、前政権時代と変わらないところまで戻ってしまいました。

また「官僚主導」からの脱却と言って、各省庁をあたかも敵のように言い、「政治家主導」だと進められていますが、政治家が今の官僚の数ほどのスタッフを持つことは物理的に不可能な以上、今いる官僚をどうさばっていくのが大切です。本市でも同様な雰囲気はありますが、裸の王様になったトップに未来はありません。

こうした状況の中、世論には、新しく誕生した政党に次を託すしかないとか、ましな政党の方にするのかという雰囲気が漂っています。しかし、民主主義の根本は、国民自身が自分のこととして、自分達自身で変えていく力を結集するところにあります。本当の「変化」をするために、自らが考え、行動する必要があります。

(3) 東日本大震災後の日本がよみがえるために

3月11日に起きた東日本大震災は、死者・行方不明者だけでも約3万人の方が犠牲になった未曾有の大災害となりました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

今回、地震や津波の発生自体は避けられないものでしたが、それに起因し引き起こされた様々な災害は人災と言えるものも少なくありません。その象徴が福島原発事故です。これまで政府・財界は、安全で環境にもやさしい原子力をどんどん進めていくべきだと旗を振り続けた結果が今回の世界最悪の事故だと言えます。

この未曾有の大災害を乗り越えるにあたって、みんなで力を合わせて復興への道筋をつけていくとともに、どうしてこのような人災が起きたのかを見極め、真実を見抜く力を日本全体が身につけていく必要があります。そうでなければ、「嵐が過ぎ去った」後、また利権に群がる者たちがまことしやかにウソをつき、また騙されていってしまいます。真に日本がよみがえる時は、やはり自らが考え、行動する時なのだと思います。

また、復興支援の中でも、大企業の溜め込んでいるお金である「内部留保」には手をつけず、庶民に重くのしかかる消費税等からその経費を捻出しようとしています。多くの人々が被災し、自分たちの暮らしを支えきれなくなっている今こそ、労働者に対してきちっと対価が支払われるような社会にし、中小零細企業に対してもきちっと仕事が回ってくるような社会にすべきだと考えます。

現在のような「ルールなき資本主義」から脱却することが、日本全体が元気になることはないのではないのでしょうか。

(4) 非正規を生み出し、非正規を切り捨てるのは自分達の首をしめること

民間の職場だけでなく、公務の職場でも、ますます多くの非正規労働者がいます。働いても貧困から脱却できない「ワーキング・プア」という人たちを多数生み出しているのです。

そうした人たちは、安定した収入がないため、どんな条件でも働き、どんどんと労働力が買い叩かれるのです。そして、正規の人たちも同じ職場に非正規の人をおかれて「あの人はあなたと同じ仕事をあなたの半分以下の給料でやっているのだよ。あなたは、その2倍、3倍の給料をもらうだけの仕事をしているのか」と言われて、給料が切り下げられ、長時間労働を強いられていくのです。

このように、非正規労働者を生み出し、切り捨てていくことが、正規労働者の低処遇化を進行させ、自分たちの環境が悪化させていくのだと言うことに気がつき、非正規労働者の現状を自分たちのこととして改善させていく必要があるのです。

しかし、現実はどうなっているのでしょうか。そうした非正規労働者たちに眼を向けて、その根本的な転換、つまり正規職員化をさせていく議論と闘いは、私たちを含めてまったくと言っていいほど行われていません。この国の労働政策を根こそぎ変える取り組みが必要であり、そのために現場で何が実践できるのかを考え、私たちはその求められている責任を果たしていかななくてはなりません。

2. 組合員と家族のくらしを守り、賃金・権利の改善をめざした取り組み

(1) 秋の闘争並びに確定闘争について

8月10日に出された人事院勧告は、官民格差 $\Delta 0.19\%$ （平均757円）、一時金 $\Delta 0.20$ 月という厳しい内容でした。あわせて、65歳定年制実現に向けて検討・意見の申出を年内に行うとしました。

本市の人事委員会勧告は、公民格差 $\Delta 9,604$ 円（ $\Delta 2.35\%$ ）、一時金 $\Delta 0.20$ 月という人事院勧告に増して厳しい内容でした。今年度も他の政令市と比べて給与削減率としては1桁多い削減率であり極めて異常な勧告でした。

国・他都市に比べて、名古屋市だけが異常な結果が出ている要因のひとつは、河村市長が就任して1年半、政争に明け暮れ、福祉の充実や中小企業への仕事起こしなど、機敏で決め細やかな対策がとられていないことにあります。大幅減税の恩恵にあずかった市民以外は、大変な状況が進行しています。

もう一つは、「勧告」自体を信用しないと云ってのける河村市長の下で、地方公務員法に定める賃金決定のルールである、ア)職員の生活実態＝生活給、イ)国、ウ)他都市、エ)民間の水準、オ)その他を考慮するとしていることを投げ捨て、民間準拠のみを使い、その調査も50人規模に落とされたものを使っている中で出されたものであるということです。

2年連続の大幅なマイナス勧告のもと、運動を背景に交渉で市側を迫った結果、月例給については、4月に遡って「0.21%の調整率」で減額するとしていた当初提案を押し返しました。地域手当の2%削減は余儀なくされましたが、すべての給料表で下げ幅を圧縮させるとともに、最高号級のカットについては3級、6級括弧は、カットを余儀なくされましたが、経過措置などで実害を生じさせず、4・5・6級については継続交渉とさせました。

また、期末・勤勉手当については、勧告に沿って国並に0.2月の削減を余儀なくされましたが、平成22年6月期に支給された一時金から特例条例で削減をされた分は、12月の一時金で返させることとしました。

「市側検討事項」とのたたかいでは、市側は小委員会交渉で、「給与改定の基本的考え方」とあわせて、休憩時間を60分、終業時間を午後5時30分までとする攻撃を含む「検討事項」について提案してきました（これについては別項目で詳細記載）。

(2) 11春闘について

大企業の溜め込み利益である「内部留保」は、98年度以降急激に膨張し、この十数年間で142兆円から244兆円に増加しています。昨年度からの一年間でも15兆円が積み増しされています。労働者がきちっと働いたからこそ得られた利益を企業体維持のためにだけ使うのではなく、労働に対してきちっと対価を支払うよう求める運動をより一層進める必要があります。

様々な取組みの中、最低賃金の引き上げを勝ち取ったり、サービス残業となっていた労働に対する正しい対価の支払い判決を得るなどの前進がありました。

しかしながら、東日本大震災の発生後、この震災を口実とした、首切り・賃下げ・派遣切りもはじまっており、すべての労働者の賃上げと雇用確保こそ、震災の復興が実現し、景気を立て直すことが出来るとの主張がさらに重要になっています。

全国で官製ワーキングプアと呼ばれる自治体関連労働者が増えています。本市においても、年々委託化が進み、そうした労働者を増やしているとともに、その予算を毎

年削減することにより、委託先で働く労働者の賃金を年々切り下げていくという事態が起きています。

これを改善するために、委託先の企業における賃金労働条件の適正化を担保させる仕組みである「公契約」制度の導入を進めていく必要があります。

3. 名古屋市の新年度予算の特徴と予算要求闘争

(1) 定員削減がもたらす深刻な職場実態

メンタルを中心とした職員の健康破壊がすすんでいます。休職者数は、メンタルを起因とする方を中心に年々増加し、市長部局では昨年、職員に締めるメンタルを起因とする休職者の割合が1%（100人に1人）を超える状況に至りました。

また、2008年2月から09年1月までの1年間で、月80時間以上の超過勤務をした職員は延べ1,111人となり、その1年前の602人を大幅に上回っています。

その上で、更なる人員削減が進んでいるため、この状況はますます悪化することが想定されます。教事支部の職場でも、高等学校の主事削減、生涯学習センターの主事削減、司書の削減、組織再編に伴う仕事分担の変化など、労働条件を悪化させる要因となるような変化があるため、当局に対して提案した責任を取らせる必要があります。

また、メンタルヘルス対策を最重要課題として労働安全要求を求めるとともに、安全衛生委員会の中で人員削減がこの状況を引き起こしていることを明らかにさせていく取組みが必要となっています。

(2) 「10%減税」「地域委員会」などの推進は何をもたらすか

2011年度予算は、年度途中から「10%減税」を実施するために、その分の財源を確保しつつの予算編成となりました。昨年度以来の職員に対して大幅な賃金カットと人員削減の負担を求めるとともに、福祉や教育、暮らしに必要な予算をカットしたままとなっています。当初の目論見では高額納税者から寄付を集めるとのことでしたが、それについては一向に実現していません。

そんな中で、当局は「効率化」を追い求め、市民の思いと乖離した施策をすすめようとしています。6月議会で上程予定だった「支所管内図書館への指定管理者制度導入」もその一つです。2年前の6月議会の議場で、市長が思い立ったように発言した図書館への指定管理制度導入を市民へ意見を聴くこともなく上程しようとしたもので、自治労名古屋教育支部とも共同し、広く市民に知らせ、5月に行われた教育子ども委員会での所管事務調査でも時期尚早との声が多数あがり、来年度からの導入を見送らせました（詳細別項目）

「地域委員会」構想は、「民主主義」発祥の地ナゴヤとなることを売りにしているが、実際にはボランティアでこうした取組みができる方の意見だけが取り上げられるような仕組みとなり、「議会改革」も含めて、本来の「民主主義」とは逆行する取組みになっているといえます。「待機児童の解消や児童虐待の問題は地域で」「減税分を地域に寄付してもらってやればよい」という発言に代表されるように憲法に基づく人権保障、社会保障の考え方を根本から変える危険性も含んでいます。

なんでも寄付でやれ、ボランティアでやれという声に対して、今こそ「公務」の職場が市民のために守っていくべき仕事はこれだというものを明らかにし、市民に対しても広く伝えていく必要があります。

二. 2011年度職場要求実現、自治体リストラとのたたかい

1. 予算要求結果について

7月22日（木）に教育委員会と要求書提出交渉

9月21日（火）に教育委員会と回答交渉

例年と同様、市民サービスに背を向けた回答で、いずれも、市の財政危機などを理由に市民サービスの充実のための要求に応えない不十分なものでした。形式的な回答で終わりとせず、引き続きの追求が必要です。

引き続きの追求の成果としては、養護学校における宿泊を伴う校外学習に対して介助員が従事するのは年間2名が原則ですが、校長判断でそれ以上の介助員に従事させる必要がある場合は本人の了承を前提として可能とすることを回答として得ていたため、これを足がかりに天白養護学校において必要な介助員の配置をさせることができました。

これまでの取り組みで実現を果たした事項については、市民との連携があったものが多数を占めています。この教訓を活かし、積み残された課題の要求実現についても、職場からの声を強め、多くの組合員が自らの要求でもってたたかうことが求められます。

（職場要求書と回答は資料参照）

2. 2011年度「定員管理計画」に対する闘いについて

（1）全市の状況等について

10月27日の経営会議において、定員配分が決定されたようですが、昨年度に引き続き非公開とされており、市民不在どころか職員も不在の場での決定となっていることは許されるものではありません。

⇒ 市全体で△300名（昨年度△320名）程度のところ、
教育委員会で△63名（昨年度△75名）であったようである。

* 削減数とほぼ同数の退職不補充職種があるようであった

（2）交渉の経過

10月26日（火）16:00～ 教育委員会交渉（教育委員会室）

行財政改革を推進する立場から、より効率的、効果的な行政運営をめざし、平成23年度の職員配置について、次のとおり提案する。

① 学校整備課

○ 学校整備課の運転士業務を見直し、退職不補充により運転士1名を減員し、その代替措置として嘱託員を1名配置する。

（理由）効率的な運営体制とする必要があるため。

② 野外教育センター

- 稲武野外教育センターの運転士業務を見直し、退職不補充により運転士1名を減員する。
(理由) 効率的な運営体制とする必要があるため。

③ スポーツ振興課

- スポーツ振興課の主査1名、主事1名及び技師1名を削減する。
(理由) 守山スポーツセンターの開館に伴い、整備事務執行体制を見直す。

④ 博物館

- 博物館学芸課の執行体制を見直し、学芸員1名を削減する。その代替措置として嘱託員を1名配置する。
(理由) 効率的な運営体制とする必要があるため。

⑤ 科学館

- 科学館の交換士業務を見直し、退職不補充により交換士1名を減員し、その代替措置として嘱託員を1名配置する。
(理由) 効率的な運営体制とする必要があるため。
- 科学館の主査2名、主事2名を削減する。
(理由) 科学館新館の開館に伴い、整備事務執行体制を見直す。

⑥ 見晴台考古資料館

- 見晴台考古資料館の学芸員定数について、本市の監督のもとで発掘調査に係る民間発注を活用することにより、学芸員2名を削減する。
平成23年度については、学芸員1名を削減する。

(理由) 効率的な運営体制とする必要があるため。

回答期限は11月30日(火)としたい。

【支部の態度】

①学校整備課及び②稲武野外教育センターの運転士の見直しについては、現在の運転士が果たしてきている役割を現場で確認し、必要な対応を求めることも含めて交渉を行うこととする。

④博物館の学芸員の見直しについては、前年度までに実施された嘱託化の結果を踏まえながら、必要な対応を求めることも含めて交渉を行うこととする。

③スポーツ振興課及び⑤科学館における施設整備終了に伴う見直しについては、整備関連業務だけでなく、整備後の施設をどのように維持・管理し、運営していくのかについても現場で議論し、必要な対応を求めることも含めて交渉を行うこととする。

⑤科学館における電話交換士の見直しについては、現在の交換士が果たしてきている役割を現場で確認し、必要な対応を求めることも含めて交渉を行うこととする。

⑥見晴台考古資料館における学芸員の見直しについては、「平成23年度」についての部分のみを交渉対象事項であることを当局と確認したところであり、それについてのみ現場でも交渉を行うこととする。現在の民間発注の現状について現場で確認し、必要な対応を求めることも含めて交渉を行うこととする。

12月15日（水）17:00～ 教育委員会交渉（3A会議室）

10月26日に提案のあった2011年度職員配置提案に対する回答交渉を教育委員会と実施しました。

① 学校整備課

やむを得ず、了承とする。

勤務体系については、ご本人も意向を尊重することを確認するとともに、嘱託と正規職員との勤務時間に差があるため、タクシーが利用できるよう予算措置をするよう申し入れ、当局も了承しました。

② 稲武野外教育センター・④博物館

職場での十分な議論がなされたことを前提に、やむを得ず了承とする。

野外教育センターについては、必要に応じてタクシーが利用できるよう予算措置をするよう申し入れ、当局も了承しました。

③ スポーツ振興課

現在、総務課に対してスポーツ振興課が定員要求している施設係に対して「主査1名、主事1名」が配置されることを前提とし、守山スポーツセンターの整備担当として配置された主査、技師、主事について削減するということであるので、結果として技師が削減されることはやむを得ないものとする、と回答しました。当局としても、前提となっている条件については全力を尽くす事を表明しました。支部からは、この前提がないと削減は認められないので、全力を尽くす事を重ねて申し入れました。

⑤ 科学館

所属長から組合員への提案説明がなされていないことが確認されたため、申し入れを行っていましたが、最終的に実施されたのが先日だったということもあり、回答を保留しました。

あわせて、所属長が提案について責任を持って説明をすることを改めて確認しました。また、総務課への説明の際に、学芸課所属の分会長を同席させなかったことを追及したところ、当局として誤った対応をしていたことを認め、改めさせるよう回答しました。

⑥ 見晴台考古資料館

民間発注を活用することで発掘調査がスムーズに行くとは思えないが、今回の提案である「23年度については、学芸員1名を削減する」という部分についてはやむを得ず了承とする。

提案の際にも確認したが、前段の「学芸員2名を削減する」ということについては、今回の提案ではない事を改めて確認しました。

1月24日（金）16:00～ 教育委員会交渉（教育員会室）

科学館分会にかかる提案について

4月以降の運営等に不安はあるが、やむを得ず了承としました。

建物整備等の不備については、引き継がれる住宅都市局と連携し解消されることなどを確認しました。

提案後、所属長からの提案が遅かったことに対しては、今後このようなこと

がないことを再度確認しました。

(3) 分会での取り組みについて

各職場で、所属長から提案させ、所属での合意を基本とする。提案については次の取り扱いとして取り組みました。

- 市民サービス低下につながらないか検証。
- 労働強化にならないか検証
- 所属長が職場の合意に責任を持つ
- 提案についての所属長の責任や問題点を追及するとともに、職場の要求をまとめて最終的には支部交渉で整理する。

* 具体的な対応について

関係分会へのフォローは、ブロック単位で行い、随時応援体制をひく

(4) 到達点と今後の取り組みについて

まず科学館における提案遅延は許されるものではなく、提案側としての責任放棄といえるものです。今回の交渉の中でも二度とこのようなことがないように確認をしましたが、これまでの交渉の中でも所属長が説明責任を果たさないことが繰り返されており、改めて当局に対して強く申し入れる必要があります。

各提案に対する評価は以下のとおりです。

学校整備課の運転士の削減については、嘱託化はやむを得ないとして受け入れることとしましたが、流れであるから嘱託化と単純に当局が考えていかないような歯止めをしていく必要があります。

稲武野外教育センターの運転士及び博物館学芸課の学芸員の削減については、当該職場に教事支部の組合員がいないこともあり、現場での説明が真摯に行われることを求めるだけに留まりました。

スポーツ振興課における削減提案については、守山スポーツセンター建設終了に伴う削減について認める前提条件として、当課から要求していた守山スポーツセンターの管理事務を引きつぐ施設係への主事の増員や同系の課題解消に取り組む主査の配置が認められる必要があると所属長との交渉及び窓口としての総務課との交渉で確認をしました。これを確認させるために、該当係において詳細な事業量分析を行い、それを提示することで理詰めの闘いを展開しました。そして結果として、要求していた増員が認められました。

科学館における削減提案についても、科学館建設終了に伴う削減について認める前提条件として、科学館から要求していた主査の増員について認めることを確認し了承しました。その結果として、科学館においても増員が認められました。

見晴台考古資料館については、民間発注を活用することで発掘調査がスムーズに行くとの提案理由に納得はいかないものの、やむを得ず了承としました。2011年度の運営の中で、本当に発掘調査がスムーズに行っているのかを検証する必要があります。このことにより、当局が今年度にも引き続き削減を目論んでいることに対して対抗していけると考えます。

今回の闘いを通して単に削減の部分だけを議論するのではなく、それに関連した増員についてもあわせて交渉をすることで私たちの要求を実現できることが確認できた取組みとなりました。

また、昨年度の闘いでやむを得ず了承した生涯学習センターでの主事削減のように当局が問題ないと説明したにもかかわらず、実際の運営の中で問題が生じてくるケースも多いため、削減後の状況についてしっかりと把握し、職場要求として当局に突きつけていく必要があります。

三. 労働条件改善に向けての取り組みについて

1. 労働時間短縮をめざす取り組みについて

(1) 36協定の締結について

【これまで経緯】

組合からの継続的な問題提起と情勢の変化から、2004年度（2005年4月から1年間の協定）より当局が36協定の締結を求めてくるようになり、関係各分会で締結をしています。

教事支部としては、所属長が所属の労働者の勤務条件に責任を持たせるという36協定の趣旨にかんがみ、支部一括締結ではなく、所属ごとに所属長が責任を持って提案し、組合員が納得いくような説明をさせた上で、締結するようにしています。

導入初年度では、短期間での取り組みだったこともあり、厚生労働省通達上限いっぱい以案で締結された所属もありましたが、2年目以降は、前年度の問題点を各分会から集約し、それらへの解決法を提案するなどの取り組みをしました。その結果、労働実態にあった実効性の高い36協定が締結されるようになっていきます。

【2011年度にむけての取り組み】

導入7年目となった2011年4月からの締結にあたっては、前年度と同様という簡易な形式で締結する事業所が多くなってきたようです。

継続して締結をするようになったことを踏まえて、今一度、真摯に所属長が自分の所属の状況を把握し、提案させるようにする取り組みが必要となります。

また、教育施設として位置づけられていない生涯学習センター等については、教育施設として位置づけよとの申し入れを行っていますが、実現には、いたっていません。

(2) 本庁ブロックにおける労働時間短縮に向けての取り組みについて

本庁全体の取組みとして、一昨年度から実施している残業パトロールを今年度も11年3月3日（木）に実施しました。この取組みにより慢性的な人不足による残業が恒常化している本庁職場の現状を改めて浮き彫りにすることができました。また、今年度は初めて本庁各課・室の分会長にもこのパトロールに参加していただきました。当日、家庭の事情等で参加できなかった方を除き全員が参加をし、この取組みを行うことが出来ました。そのことにより、各分会においても超過勤務縮減に向けて取組む支部の姿勢を伝えることが出来、また全体の思いとして共有することにつながったと考えます。

この結果も踏まえて、職場要求をする中で、まだまだ不十分ではありますが、人員増を獲得することが出来ています。今後も、まだ人員不足であることは明らかですので、人員増を真正面から要求するような取組みが必要だといえます。今後も、定例的に残業の実態を浮き彫りにする活動をすべきと考えます。

【参考】 残業者数／（ ）内は昨年度

19時現在：92人（86人）

20時現在：63人（66人）

22時現在：22人（25人）

2. 休憩時間及び勤務時間の割り振りの改正について

(1) これまでの経緯について

市労連の重点要求への回答の中で、休憩時間を60分とする代わりに、勤務時間を延長することが提案され、原則として退庁時間を17時15分から17時30分に変更することとなりました。

この変更を受けるにあたって、未就学児の子のある職員で育児の必要のある場合や小学校に就学している子のある職員が当該子を送迎する必要がある場合などの事情があれば例外的にこれまでと同様の休憩時間及び退庁時間とすることを勝ち取りました。

原則以外の職場については、原則職場の条件を踏まえて、原局で交渉することとなり、1月24日（月）に教育委員会当局から提案がありました。生涯学習センターについては、総務局当局と市職労本部との間で、原則職場扱いとすることが基本となる原則以外職場とされていたため、そのことを踏まえての考え方が示されました。

(2) 提案に対する支部の見解

提案（別紙参照）のあったとおりで、基本的には了承としました。

ただし、生涯学習センターについては、嘱託職員との交代制勤務職場であることや8時45分に駐車場を開けることとなっているため恒常的に残業が発生することとなっていることを勘案し、出勤時間を早めることでの対応とすることが望ましいと考えています。

しかしながら、原則職場扱いとすることが基本となる原則以外職場とされているため現段階では、原則職場と同様の変更となります。そこで、現在においても超過勤務で対応している朝の駐車場開場事務については実施した分についてはもれなく超過勤務命令伺いを申請していただき、その実態を当局に対して明らかにする取組みが必要であると考えます（過去、2年分については追給することが可能）。

四. 自治研活動の取り組みについて

2002年度大会以降、支部は自治研活動を正面に据えた取り組みを実施してきました。若手職員を中心に、自治体学校や自治研集会への参加を呼びかけ、そこで感じた思いを機関紙等で組合員へフィードバックする取り組みをしてきました。

養護学校ブロックでは父母との懇談会を開き、切実な保護者の要求にこたえたりするなど、保護者・職員の学習の場として広がりつつあります。

図書館ブロックでは、カウンター委託の全館導入をとどめたものの今後の当局の動向が危ぶまれることに対抗して、08年度に「名古屋の図書館のあり方を考える会」を発足し、会合を重ねてきました。こうした取り組みの中で、09年12月には「名古屋の図書館を考える市民のつどい」を開催し、利用者や図書館で働く非常勤職員の方たちを含めた参加がありました。このつどいに自動車図書館で働く職員の方からの発言を聞くなどし、自動車図書館の存続への思いを新たにし、運動について前進につながっていきました。

さらに2010年度は、後述するように支所管内図書館への指定管理者制度導入提案がなされる中、図書館利用者やボランティアの皆さんを中心に「名古屋の図書館を考える集会」を5月29日（日）に開催し、この集会も契機となり、2012年度からの指定管理者制度導入を見送らせました。

本庁ブロックは、恒例となっている「春の学習会」を2月上旬に開催し、3日間で65人（全体の8割）が参加し、春闘や私たちを取りまく情勢について学習しました。

こうした日常の学習活動や市民・利用者との共同の取り組みが支部の活動を支えていることは間違いありません。どのブロックにおいても、こうした取り組みが行える基盤づくりが緊急の課題だと考えます。

五. 支所管内図書館指定管理者制度導入反対への取り組みについて

(1) 当局提案の概要について

4月27日（水）に行った教育委員会との交渉の場で、突然、支所管内にある分館6館に対して指定管理者制度を導入するとの提案がありました。

前年の9月に行った支部からの職場要求書に対する回答交渉の場では指定管理者制度の導入については具体的には考えていないと表明しておきながらの提案であり、そのことについて強く交渉の場で申し入れました。

支部としては、提案に大きな問題があり、議論期間があまりにも短すぎる事を改めて表明した上で、今までのように館長が説明放棄をすることがないように、また時間内にきちっと議論する時間を確保することを約束させ、職場での討議に付することとしました。交渉後の執行委員会で、図書館の根幹にかかわる問題として支部をあげて対応することとしました。

詳細別紙「あした」No. 2106

[提案内容]

図書館（支所館6館）の運営体制を見直し、指定管理者制度を導入することにより、1館あたり係長1名、司書3名、図書館奉仕調査員3名を削減する。支所館と同一区内の分館には司書1名を新たに配置する。

平成24年度については、富田・南陽・志段味図書館に導入する。

平成25年度については、楠・山田・徳重図書館に導入する。

(理由)

事業の拡充を図り、「市民の生活に役立つ」図書館を実現するとともに、効率的で効果的な運営システムを構築する必要があるため。

* 6月10日(金)が回答期限

(2) 交渉後の運動等の経過について

4月27日(水) 18:00～ 図書館ブロック全組合員会議
8館 9名が参加

5月 6日(金) 18:00～ 図書館問題対策会議

5月 9日(月) 14:00～ 図書館ブロック全組合員会議
13館15名が参加

18:00～ 自治労名古屋教育支部と懇談(合同の取組を確認)

※ 各館での交渉状況 → 「あした」No.2107 参照

5月18日(水) 18:00～ 市職労本部

市民向けチラシ・パンフレット作成会議

5月21日(土)、22日(日)、23日(月) 支所管内図書館でのビラ配り

5月23日(月)、25日(水) 市議との懇談

5月24日(火) 市政記者クラブ(16社)へ資料投げ込み
教育子ども委員会委員へ資料送付
支所管内在住市議へ資料送付
支部HPへちらしデータ等アップ

5月26日(木) 18:30～ 図書館問題対策会議〔市職労本部〕
市民集会の内容等についての最終確認/今後の運動について

5月29日(日) 13:30～16:00 女性会館・視聴覚室

『図書館について考える市民集会』 → 「あした」No.2108 参照

※ 自治労名古屋教育支部と共同で呼びかけ → チラシ参照

大雨の中、77名の参加(うち利用者・ボランティア等54名)

5月30日(月) 教育子ども委員会で所管事務調査

※ 導入に反対、時期尚早との意見が大半を占める → 議事メモ参照

(3) 現在の到達点と今後の取り組みについて

6月8日(水)に行った教育委員会交渉の場で、冒頭に支部から、提案以来、各館長による説明が不十分であるばかりか、説明責任をまったく果たそうとしていない館長もいることを指摘し、提案を検討する条件が満たされていない事を訴えました。その上で、今回の提案内容については、納得できるものではなく提案を「撤回せよ」と求めました。

これを受けて、総務課長から、今の合意に至らないとの回答と5月30日に行われた教育子ども委員会での議論を踏まえ、「平成24年度からの支所管内図書館への指定管理制度の導入は見合わせる」との表明がありました。このような判断をした経緯として、導入にあたって市民ニーズの把握をきちっとしとの意見をはじめ、導入に否定的な意見が委員会でも主流であったと説明し、今後、名古屋市図書館協議会を開催したり、市民アンケートを実施したりし、もう少し検討すべきと考えている事も合わせて表明しました。

支部としては、これまでの司書が市民に信頼されて仕事をしてきたことと、この間の市民との共同で運動を取り組んだことが、今回の提案撤回につながったと評価しています。休日・休み時間を返上して、署名活動等に取り組んでいただいたこと、自治労名古屋教育支部と共同して闘ったことも大きな力になったと考えます。

しかしながら、本当の闘いはこれからです。当局が指定管理者制度導入を諦めるまで息の長い取り組みを市民とともに進めていくことが必要となります。

六. 組織強化・組合員交流と連帯の活動

1. 組織の拡大への取り組み

右肩上がりの経済成長がストップした以降、賃上げどころが賃下げの回答が続いたり、政府の財界偏重政治が横行し、労働者にとって厳しい制度が導入されたりしています。

そのような状況の中、労働組合活動が見えにくいとの声が組合員からも聞こえてきています。

これまで青年組合員の把握が十分でないなどの理由で、本部青年部主催の行事等への分会からの送り出しが出来ていない現状がありましたが、10年度においては、3年目組合員である松井執行委員が中心となって青年層への呼びかけを継続し、また松井執行委員自身が本部青年部の書記長としても活躍したことで、こうした活動への参加者が増えてきています。

また、本庁ブロックの職場では、この08年度から3年間で多くの新規採用者が配属されている現状や区役所等から多くの若手組合員の方たちが異動してきている現状を踏まえ、市職労本部とも連携をしながら、毎週木曜日のお昼休みを中心に「しゃべり場」を開催し、何気ない会話の中から、お互いを知り合い、悩みを打ち明けたりしあえる関係づくりをしています。そんな取組みの中から、新規採用者の方や非組合員だった方が加入をしてくれています。

厳しい状況であるからこそ、労働組合に結集し、団結して力を発揮していかないと、ますます状況は悪化していくとの思いを強め、この間、組織拡大にも力を入れてきました。その活動の中で以下のような取り組みが実現しました。

- ① 様々な努力の結果、本庁ブロックなどで、新たに市職労へ加入する成果を作り出しました。
- ② 新規採用者の加入促進のため、分会長をはじめとする分会の組合員や同世代の組合員からの声かけをしてもらいました。特に、新規採用者への呼びかけは、継続的に行い、何ヶ月かじっくりと考えてからでも加入してもらえるような取り組みも出来ました。
- ③ 各ブロックの組合員数一覧表化し、職場状況の把握につとめました。

2. 組合員交流企画

(1) 市職労主催「水泳大会」への参加

2010年8月28日(土) 9時集合 9時半競技開始 於) ガイシプール

今年度も少ないながら出場者が集まり、学校支部との合同チームとして出場しました。もう少し早めから声かけをして、参加者を増やすとよいと考えます。

参加者の普段とは違う姿に拍手を送りながら、交流を深めました。

(2) みかん狩り&バーベキューレク【中止】

2010年11月14日(日) 現地10時半集合 11時開始/小林農園(刈谷市)

「秋」のレクリエーション企画として、2010年度は「みかん狩り&バーベキューレク」を企画しました。企画の周知が遅くなってしまったため、必要な参加者数を集めることができなかったため、中止とさせていただきました。

普段は遠く離れた職場で働いている組合員の皆さんが集う企画の実施は必要と考えていますので、組合員の皆さんの意向を取り入れながら、今後は企画していきたいと考えます。

(3) 市職労主催「マラソン大会」への参加

2011年5月21日(土) 9時半集合 10時競技開始 於) 庄内緑地公園

今年度も有志でマラソンに参加をするとともに、終了後には、バーベキューをして交流を深めました。他支部も同じ場所でバーベキューをしているため、以前、同じ職場にいた仲間との再会があったり、それまで知らなかった人との新しい出会いなど、支部をこえた交流をすることができ、有意義なものとなりました。

今年度は、美術館分会の前川さんが初参加ながら、女子4キロの部で優勝されるなど、参加者が少なかったものの上位に入賞の方が複数生まれました。今後はもう少し計画的に参加者を募り、事前に練習会を開催するなどの工夫をすると、もっと盛り上がると思います。

新規採用者の方や支部間異動者の方をお迎えする場としても、よい時期ですので、この大会を4月末の歓迎会とセットでアピールすることも良いと考えます。

3. 支部退職者をはげますつどい

3月11日(金) 午後6:30~ 於) かめい(丸の内)

参加者 27名(退職者5名始め関係分会組合員など)

長い間、市職労および支部の活動にご尽力いただいた皆さんの労をねぎらうとともに、今後の新生活への励ましのための会ですが、十分にその意義を果たすことができました。あわせて「退職者会」への加入呼びかけも行いました。

これまでの活動について、一人ひとりから語っていただき、これからも支部で活動していく組合員にとって力が湧いてくるようなメッセージをいただきました。今回は、中津川野外教育センターの岡本さんが退職されるとのことで、遠方からでしたが岡本さんはじめ3名の方が同センターから参加してくださいました。

4. 新人歓迎会

4月28日(木) 午後6:30~ 於) さが野(栄/中日ビル地下2階)

参加者 31名

* 執行委員以外の組合員も含め、実行委員会形式での開催

- * 対象者：支部間異動者、新規採用者
- * 実行委員：本庁、図書館、高校、社教施設から30名以上

今回もここ数年と同様、新規採用者や支部間異動者のそばにいる組合員の方々が、歓迎をするというコンセプトで、総勢30名を超える実行委員の方のご協力で企画・運営していただきました。その実行委員の皆さんや所属の分会長さんからの積極的な働きかけにより、参加して下さった新規採用者や支部間異動者を囲み、楽しい会を開催することが出来ました。

この会をきっかけに、新規採用者の方を仲間として組合に迎え入れる働きかけを継続するとともに、組合員同士の交流を深める企画を実施していきたいと思えます。

今年度は、この会に参加してくれた新規採用者がこの会もきっかけの一つとして組合に加入してくれました。

5. 各区役所配置換えについての申し入れ活動

生涯学習センターが区に移管されて以降、配置換え時に、社会教育施設に引き続いて勤務希望を持つ職員の人事異動については、これまでの経緯も踏まえて本人の意思を最大限尊重するようにとの申し入れを職場要求の中で行うとともに、各区長を訪問する要請行動を執行部で実施してきました。

2010年度は、社会教育施設に引き続いて勤務希望を持つ職員の人事異動があると思われる区がなかったため、実施していません。

6. 自治労連共済、自動車保険などの世話役活動をすすめました。

本庁ブロックの組合員の協力を得て、自治労連共済、自動車保険の業務を実施しております。共済の新規・継続加入の呼びかけや還元金の返還業務等を分会長さんのお力も借りて行っています。このような組合員の地道な努力によって支えられている世話役活動を今後も大切にしていきたいと思えます。

7. 集会への参加、署名の取り組み

各種集会参加、署名提出については、支部として取り組む意義を確認したものに限り、各分会へお願いをしております。

しかしながら、この社会状況の悪化がとどまるところがない中で要請数は多くなっており、一つ一つの取り組みが十分といえない現状もあります

そのような中でも、参加していただいた組合員の方々には深く感謝いたします。このような組織活動は、一見地味ではありますが社会への示威行為になるものであり、積極的な取り組みが求められます。(資料参照)

また、提出した署名の成果についての報告がないのではないかのご意見を分会からいただき、本部に対して取り組んだ署名についてのその後の状況を組合機関紙等で随時報告するよう求めました。

8. 機関紙活動の取り組み

機関紙「あした」は、今年度も闘争時期を中心に発行しました。

職場への重要な情報提供の場ととらえており、明日の名古屋の図書館を考える会などの報告も行いました。

今後は、組合員がみんな考えていくための学習資料や他支部・都市の取り組みの紹介などもしていきたいと考えています。

また、組合員どおしの交流の様子などを伝えていく「TOMMOROW」は、年間で5回発行しました。写真等も掲載し、楽しさが伝わるものとなりました。

さらに、一昨年度から発行をはじめた青年層向けの機関紙「とうでい」では、「あした」や「TOMMOROW」とは違う視点での情報提供をしてきました。

支部のHPは、開設以来、十分な活用が出来ていませんでしたが、支所管内図書館への指定管理者制度導入反対運動をする中で、市民や組合員への情報提供のツールとして活用しました。今後、継続した活用をするためにHPの内容充実にも努める必要があります。

七. 民主的自治体建設のための取り組みについて

自治体労働組合が、地元となる自治体の首長選挙に職員の仕事労働条件、住民の暮らしを守る立場から積極的に取り組むことは当然であり、何も行わないとしたらそれは政治的無責任というべきです。特に、新自由主義・市場原理主義的な地方政策によって職員の仕事と住民の暮らしの危機が深刻化している今、地方政治を住民本位に民主化する取り組みに自治体労働組合が果たすべき役割は重大であり、首長選挙はそのための重要な機会であることは言うまでもありません。

それでも、いくら“理念や政策の一致にもとづく協同の選挙”とはいえ、選挙とは、もちろん有権者一人ひとりの自由な（ただし、自由で積極的な議論・運動を前提としての）選択を問うものであり、労働組合の活動とはいえ、それをいかなる意味でも強制・制約することがあってはなりません。そのために、市職労としての選挙の取り組みもその費用は組合会計一般ではなく、組合員に呼びかける任意のカンパによっています。その推薦といい、カンパの呼びかけといい、それが組合員の任意性を損なうことのないよう、最大限の配慮が必要であることは言うまでもありません。

そのため、教事支部では、これまでの市長選・県知事選においても、政策や候補者の資料配布や宣伝には当然取り組みものの、支部としての推薦決定はあえて行わず、カンパについても組合員からの発意による以上の強い呼びかけ、取り組みは行ってきませんでした。今回の選挙についても同様の扱いとしました。

八. 各ブロックの活動総括

(1) 本庁ブロック

定員管理計画に対する闘いとしては、学校整備課及び稲武野外教育センターの運転士の削減とスポーツ振興課における守山スポーツセンター建設終了に伴う主査1名、主事1名、技師1名の削減提案への闘いがありました。

前者の運転士の削減については、全市的な流れもあり、また必要な代替手段（嘱託化など）もとられるということで、やむを得ず了承とすることとなりました。

後者のスポーツ振興課における削減提案については、守山スポーツセンター建設終了に伴う削減について認める前提条件として、当課から要求していた守山スポーツセンターの管理事務を引きつぐ施設係への主事の増員や同系の課題解消に取り組む主査の配置が認められる必要があると所属長との交渉及び窓口としての総務課との交渉で確認をしました。これを確認させるために、該当係において詳細な事業量分析を行い、それを提示することで理詰めの闘いを展開しました。そして結果として、要求していた増員が認められました。

減員と関連しない課においても、慢性的な超過勤務が発生している学事課や指導室などに増員を認めさせました。これも地道な増員要求の成果だと思えます。

本庁ブロックの交流を図る企画としては、夏の暑気払い企画として、三の丸地区協主催の納涼まつりへの参加者を募り、有志が参加しました。呼びかけが十分でなく参加者は少なかったですが、交流を図ることができました。

また、ブロック独自の学習会として定着してきた「春の学習会」は、2月3日（水）～5日（金）の昼休みを利用して実施しました。分会長から各分会の組合員への呼びかけをしっかりと実施していただいた結果、全体の約80%にあたる65名の組合員が参加し、今、私たちがおかれている状況や春闘での闘いなどについての学習を行いました。更に本庁ブロックを中心として2月5日（金）の夜には、組合員交流会を栄で実施し、昨年度を上回る約30名の組合員が参加しました。

4月に開催した「新規採用者&支部間異動者歓迎会」では、多くの本庁ブロック組合員に実行委員として参加し、身近な組合員が声をかけ、企画・運営をしました。参加者からは、普段は顔を見たことがある程度だった方とも親しく話をすることができて良かったなどの感想が寄せられました。

2010年度の分会長会議は、例年は必要に応じて年数回開催していたところを定例的に毎月お昼休みに開催をしました。定例化する中で、各分会での課題等をブロック全体で把握することができたり、支部全体での動きなどを時期に応じて伝えることができました。こうした動きの中で、3月の残業パトロールでは、多くの分会長が参加し行うことができました。

(2) 社会教育施設ブロック

(3) 図書館ブロック

「図書館サービス低下提案」に対するたたかい

①国民の広範な人々の反対にもかかわらず、教育基本法が改悪され、さらにそれを受けた形での、学校教育法をはじめとする教育三法の改悪が強行されました。そして私たちの仕事に直結する社会教育法、図書館法の改悪が国会で可決されました。国民を有無を言わさず戦争に駆り立て、学ぶ権利と自由を阻害するこの一連の動きは断じて許すことができません。

②今、労働者の置かれている労働環境はますます悪化しています。アメリカのサブプライムローン問題に端を発したリーマンブラザーズの破綻に始まる 1929 年以來の世界的大不況・大恐慌は日本も大きくダメージを受け、契約社員・派遣社員を中心に失業者が増大しています。GDP も前年比 15% を超えて下回るなど、雇用の危機を呈しています。その結果、格差・貧困はますます深刻になっていますし、「ワーキング・プア」という言葉に象徴されるように若者を中心にそのしわ寄せが表面化しています。これは政府・財界一体となつての「新自由主義」体制・競争社会の創造の押し付けによるものであることは明らかです。私たち自治体労働者にもその波は押し寄せており、今後、さらにさまざまな攻撃が仕掛けられることが予想されます。それに加えて、先の東北大震災により、国家的規模で経済・生活基盤が大きく揺らいでおり、住民の生活そのものも大きく変貌しています。私たちの労働条件の維持・向上を主張するのみでは現在の社会情勢に対抗するには不十分です。憲法に根ざした市民の「学習権保障」という立場で市民を味方につける運動がない限り、逆に言えばそのことこそが当局を追い詰め、対抗できる唯一の手段だといつても過言ではありません。

③「指定管理者」の問題も大きく取り上げられています。この間政令指定都市でも北九州を始め、神戸、広島、仙台、浜松にも導入されました。また、名古屋とよく比較され、名古屋同様「司書職制度」を採用している横浜が昨年から 1 館について 5 年間導入をされています。大阪府では条例制定をえない形で府立図書館に「市場化テスト」が導入されている事態となっています。このように財政難を理由にした経費節減のみを主目的とした安易な「改革」が各地で展開されています。

④当市でもそういった全国情勢を背景に昨年北図書館に「カウンター委託」が導入

されたのに続き 4 月から名東・港の 2 館にも強行されました。名東は「繁忙館」・港は「南部方面」という当局説明ですが、労使の「検証委員会」が発足し現在検証作業中であり（当局は北・港については終了したとの認識だが）、結論が出ていないにもかかわらず追加の提案はあまりにも理不尽であり、かつ「来年度予算要求に間に合わせる」ためには検証時間もほとんどないに等しく、真の検証はできていないと考えざるを得ません。

⑤また、南自動車図書館の「廃止」提案がされました。徳重図書館が開館することにより、図書館網ができあがり「BM の使命は終わった」との理由からです。しかし徳重図書館が開館することにより削減される駐車場は 6 箇所にすぎず、それをもって使命が終わったとするのはあまりにも強引な理由です。南図書館では即座にこの事実を住民・利用者に知らせる行動をとりました。利用者からはなくなったらもう図書館には行けなくなるとの声が大きく寄せられました。それは「市民の声」にも数多く掲載されました。その声に支えられ、市職労・自治労名古屋・非組合員という枠を超えて「自動車図書館を考える職員有志の会」として署名活動・はがき行動を行ないました。その結果、マスコミにも何度も取り上げられ、反対のこえが広がりました。

市長による「市議会議員定数半減条例」や「議員歳費縮減条例」策定の動きに反発した市議会との対立もあり、「22 年度予算案」に対して大きく反対の声がおこり、今まで話も聞いてもらえなかった自民党市議団さえも「住民の声」を聞き、廃止提案に「修正可決」という異例の事態となりました。まさに住民の要求こそが運動を前進させることの証となったのではないかと考えます。また、同じ図書館に働く職員・労働者として「図書館を守りたい」という共通の思いで共同の取り組みが枠を超えてできたこと、今後の取り組みにもいかせるのではないのでしょうか。

⑥ただ、修正案では予算化されたのは「物件費」だけで南図書館司書 1 名削減は余儀なくされました。これにより南図書館ではその運営が困難さを増しています。定数復活の必要があると思います。

⑦年度当初に全館で 5 名もの欠員が生じています。新規採用を見送った結果であり、欠員となったところでは事務に支障が出ています。年度途中からでも欠員補充を迫る必要があります。

⑧それに加えて、現在支所管内図書館への「指定管理者」制度の導入提案が持ち上がってきています。職員が長年培ってきた経験の継承もできないような制度で、住民に継続的・安定的なサービスが提供できなくなるのは明らかです。当局の提案理由は「サービスの向上」と「経費節減」といつものごとくうたってはいますが、とても納得のいくものではありません。「カウンター委託」以上に非効率的な運営になるのも明らかです。即座に撤回すべきです。

(4) 養護学校ブロック

九. 活動報告

7月	9日(金)	13:15～	支部大会	東生涯学習センター
		18:00～	組合員交流会	バーデンバーデン(栄)
	14日(水)	13:30～	市職労本部定期大会	市公会堂4階ホール
	27日(水)	13:15～	市労連定期大会	市公会堂
	22日(木)	16:00～	教育委員会交渉(要求書提出)	教育委員会室
	28日(水)	18:30～	原水爆世界禁止大会愛知代表団結団式	労働会館東館
	30日(土)	～2月1日(月)	自治体学校【参加】松井	福井市
8月	3日(火)	12:00～	第1回本庁ブロック分会長会議	市職労本部会議室
	4日(水)	～6日(金)	10原水爆禁止世界大会【参加】堀尾、水谷	広島市
	6日(金)	17:45～	本庁ブロック企画「納涼まつり」参加企画	名城東小公園
	12日(木)	18:00～	第1回支部執行委員会	市職労本部会議室
	17日(火)	18:30～	水泳大会実行委員会	市労連会議室
	18日(水)	15:00～	拡大安全衛生委員会	第10会議室
	19日(木)	18:30～	組織部長会議	労働会館会議室
	20日(金)	15:00～	カウンター委託検証委員会	鶴舞中央図書館?
	21日(土)	13:30～	自治労連教育部会総会	広島市
	26日(木)	9:00～	総務局副局長交渉	第10会議室
	27日(金)	18:30～	市民アンケート実行委員会	労働会館会議室
	28日(土)	9:30～	水泳大会	ガイシプール
9月	1日(水)	18:30～	拡大組織部長・教宣部長会議	教育館
	5日(日)	10:00～	養護学校親の会	支部センター
	6日(月)	18:30～	支部・補助機関・地区協役員合同会議	県本部大会議室
	9日(木)	18:30～	第3回執行委員会	市職労会議室
	10日(金)	13:30～	第2回(拡大)中央委員会	県本部大会議室

	11日(土)～12日(日)	17地区協合同キャンプ	里人学校(岐阜)
	17日(金) 18:30～	市職労青年部定期大会	女性会館
	21日(火) 16:00～	教育委員会交渉(回答交渉)	教育委員会室
	22日(水) 18:15～	第2回分会長会議	女性会館
	24日(金) 18:30～	原水爆禁止世界大会報告集会	女性会館
	25日(土)～26日(日)	県本部・新人役員学習会	蒲郡
	29日(水) 18:30～	市民アンケートスタート集会	労働会館東館ホール
	終了後	第3回中央委員会	
10月	3日(日) 13:00～	小牧平和県民集会	春日井市西本町公園
	8日(金) 18:30～	第4回中央委員会	県本部大会議室
	12日(火) 14:00～	名古屋の明日の図書館を考える会	支部センター
	18:00～	第3回支部執行委員会	支部センター
	13日(水) 18:00～	名プロ決起集会	市役所本庁舎前
	14日(木) 19:30～	第5回中央委員会	県本部大会議室
	15日(金)	自治労連現業統一行動	
	16日(土)－17日(日)	地方自治研究全国集会 参加(水谷、松井)	岡山市
	19日(火) 13:30～	第6回中央委員会	県本部大会議室
	18:30～	第6回中央委員会(再開予定)	県本部大会議室
	20日(水) 18:30～	第2回拡大闘争委員会	県本部大会議室
	24日(日) 13:00～	養護学校ブロック親の会	支部センター
	25日(月) 18:30～	第3回拡大闘争委員会	県本部大会議室
	26日(火) 16:00～	教育委員会交渉(職員配置提案)	教育委員会室
	28日(木) 12:00～	本庁しゃべり場(総務、企画経理)	市労連会議室
	29日(金) 12:00～	本庁しゃべり場(教職員、指導)	市労連会議室
	30日(土)－31日(日)	湯けむりツアー【中止】	もくもくファーム
11月	1日(月) 12:00～	本庁しゃべり場(学保、文、スポ)	市職労会議室
	3日(水)	11・3県民のつどい	市公会堂ホール
	4日(木) 12:00～	本庁しゃべり場(学事、学整、生涯)	市労連会議室
	18:00～	第4回支部執行委員会	市職労会議室
	5日(金) 18:30～	第7回中央委員会	県本部大会議室
	9日(火) 18:00～	自治労連共済還元金作業	市職労会議室
	12日(金) 18:30～	第8回中央委員会	県本部大会議室
	17日(水) 18:30～	第9回中央委員会	県本部大会議室
	18日(木) 20:00～	第10回中央委員会	県本部大会議室
	29日(月) 18:30～	第11回中央委員会	県本部大会議室
	30日(火) 20:00～	第12回中央委員会	県本部大会議室
12月	2日(木) 18:30～	自治労連共済担当者会議	市労連会議室
	3日(金) 18:15～	支部第3回分会長会議	東生涯学習センター
	6日(月) 16:00～	教育委員会交渉(BM委託方法)	教育委員会室
	7日(火) 17:30～	支部執行委員追加選挙開票	市労連会議室
	18:30～	本部第4回拡大闘争委員会	県本部大会議室
	10日(金) 13:30～	安全衛生セミナー	中区役所ホール
	12日(日)	2010新規対象SSセミナー	四日市少年自然の家
	15日(水) 15:45～	教育委員会交渉(回答)	本庁舎本3A会議室
		支部第5回執行委員会	市職労本部会議室

	18日(土) - 19日(日)	第5回市職労学校 参加【松井、水谷】	犬山館
	20日(月) 18:30~	革新県政の会・決起集会	労働会館
	21日(火) 18:30~	第13回中央委員会	県本部大会議室
	24日(金) 14:15~	財政局長交渉参加【水谷】	東庁舎5階大会議室
1月	11日(火) 20:30~	本部第5回拡大闘争委員会	労働会館東館ホール
	12日(水) 18:30~	栄養士・組合役員合同会議	第12会議室
	13日(木) 18:30~	革新県政・市政のつどい	市公会堂
	14日(金) 15:30~	安全衛生員会	教育委員会室
	18:00~	支部第4回分会長会議	女性会館
15日(土)	10:00~	県本部2011春闘臨時大会	日本ガイシフォーラム
	20日(木) 18:00~	支部第6回執行委員会	支部センター
	21日(金) 18:30~	市職労2011春闘臨時大会	市公会堂4階ホール
	22日(土) - 23日(日)	ぽかぽかセミナー	蒲郡市
	22日(土) 11:00~	本庁活動等交流会議【参加：水谷】	自治労連会館
	24日(金) 16:00~	教育委員会交渉	
		(休憩時間及び勤務時間の改正、BM運営方法、科学館回答)	教育委員会室
2月	2日(水) 12:00~	本庁ブロック春を迎える学習会	市労連会議室
	3日(木) 12:00~	本庁ブロック春を迎える学習会	市労連会議室
	18:00~	支部第7回執行委員会	市職労会議室
	4日(金) 12:00~	本庁ブロック春を迎える学習会	市労連会議室
	18:00~	組合員交流会	栄・甘太郎
	8日(火) 18:30~	書記長・組織部長・教宣部長合同会議	市労連会議室
	10日(木) 11:00~	中央行動【参加：水谷】	厚生労働省前他
	11日(金) 12:30~	トヨタ総行動	豊田市山の手公園
	18日(金) 18:15~	市職労退職者のつどい	名古屋国際ホテル
	22日(金) 18:30~	本部新歓実行委員会	女性会館
	25日(金) 18:15~	支部第5回分会長会議	東生涯学習センター
3月	3日(木) 19:00~	本庁残業パトロール	東庁舎6階
	10日(木) 18:00~	支部第8回執行委員会	市職労会議室
	11日(金) 18:00~	支部退職者を励ますつどい	丸の内かめい
	15日(火) 10:00~	教育委員会交渉(BM・給調病欠対応)	本庁地下会議室
	16日(水) 18:00~	名古屋の明日の図書館を考える会	鶴舞中央図書館
	17日(木) 18:30~	春闘集会	栄公園
	18日(金) 18:30~	第15回中央委員会	県本部会議室
	25日(金) 16:00~	支部第9回執行委員会	市職労会議室
4月	1日(金)	新規採用者&支部間異動者への声掛け	各分会
	4日(月) 12:00~	東・本庁舎新規採用者歓迎昼食会	市労連会議室
	5日(火) 17:30~	新規採用者への説明(水谷、和多田、加藤)	ウィル愛知
	7日(木) 18:00~	歓迎会実行委員会	市職労本部
	13日(水) 13:30~	教育委員会予備交渉	教育委員会室
	15日(金) 12:00~	本庁異動者歓迎昼食会	市労連会議室
	18日(月) 18:00~	第10回支部執行委員会	市職労本部会議室
	22日(金) 12:00~	本庁異動者歓迎昼食会	市労連会議室
	26日(火) 18:30~	第7回本部拡大委員会	県本部会議室
	28日(木) 13:30~	支部第11回執行委員会	市職労会議室

		18:00～	新規採用者&支部間異動者歓迎会	栄・さが野
5月	1日(日)	10:00～	メーデー	白川公園
	6日(金)	18:00～	図書館問題対策会議	市職労会議室
	9日(月)	14:00～	図書館ブロック全組合員集会	東生涯学習センター
11日	(水)	18:30～	第16回中央委員会	県本部大会議室
12日	(木)	18:30～	夢キャンプ実行委員会	労働会館
13日	(金)	18:00～	支部第12回執行委員会	市職労会議室
20日	(金)	18:15～	支部第6回分会長会議	女性会館
21日	(土)	10:00～	市職労マラソン大会	庄内緑地公園
			支所管内図書館チラシまき	楠・徳重図書館
	22日(日)	10:00～	第37回東海自治体学校	名古屋大学
	24日(火)	18:30～	第17回中央委員会	県本部大会議室
26日	(木)	～6月2日(木)	本部一次役員選挙期間	
27日	(金)	13:30～	支部第13回執行委員会	市職労会議室
29日	(日)	13:30～	図書館について考える市民集会	女性会館
6月	4日(土) - 5日(日)		支所管内図書館指定管理導入反対署名一斉活動	
	6日(月)	14:00～	支部第14回執行委員会	市職労会議室
	7日(火)	18:30～	第18回中央委員会	県本部大会議室
	9日(木)	18:30～	夢キャンプ実行委員会	女性会館
10日	(金)	18:00～	支部第14回執行委員会	市職労会議室
17日	(金)	18:00～	支部第15回執行委員会	市職労打合せ室
22日	(水)	18:30～	第19回中央委員会	県本部大会議室

第1号議案 2011年度支部活動方針(案)

スローガン

1. 憲法が掲げる「一人ひとりが尊重され、輝く」社会を実現しよう！
2. 市民要求を原点とした職場要求を実現するため、
市民とともに各職場からの取り組みを！
3. 大いに学んで、騙されない眼を持ち、
大いに遊んで、横のつながりを強めてみんなで元気になり、
一人ひとりの行動で組合活動を大きく前進させよう！

一. 公務職場をとりまく現状からめざすもの

新自由主義が破綻し、その非人間性と非合理性が明らかになったにもかかわらず、依然として小さな政府を目指す動きは止まっていません。

それどころか、いつの間にか「景気回復のために」と言いながら、公務の仕事が市場へ売り渡す流れが、「財源不足だから」「より効果的にすべきだから」ということのみを抛りどころとして続いています。

また、公務員をたたけば票になると、様々な党が公務員攻撃をし続けています。

しかし、3月11日に発生した東日本大震災を契機として、継続的で安定的な「公務」の職場があつてこそ、市民が安心して暮らしていけるのだということが改めて確認されてきています。そんな今こそ、「民間至上主義」のほころびを指摘し、国民と共に確認をし、正しい形に戻していく運動をしていく必要があります。

そのためには、公務の職場を民間委託することが、多くの国民を低賃金労働者にしていくことを明らかにし、社会全体としてどうしていくべきかを公務員の労働組合として指し示していく必要があります。

二. 名古屋市の職場の現状を踏まえ、めざすもの

名古屋市の職場も、国の動きと同様に、いやそれ以上に「民間至上主義」の発想が広がっています。

安易な民間への委託を進める中で、低賃金労働者を生み出しているだけでなく、市役所で働く職員が現場からどんどんと遠ざかっており、やりがいを実感しながら働くことが難しい状況になってきています。長年の蓄積があるからこそ、継続的で安定的な市政運営が出来るのですが、現場を請け負う業者は価格競争の中でめまぐるしく代わり、その事業に携わる人もその度ごとに代わり、継続性のない行政が展開されています。

そうした状況を打破するためには、私たち「公務」の職場で働く人間が、なぜこの事業は「公務」が担当をするのかという原理・原則を学び直し、そこからの発想となる仕事ができるようにすべきだと考えます。そのためには組合としても、市民と共同しながら、原理・原則を学び直す活動をし、公務員が責任をもって施策を遂行できるよう市民に打って出ていき、理解を求め、ともに立ち上がるしかないと考えます。

それが出来た時、「自動車図書館の廃止撤回」や「支所管内図書館への指定管理制度導入の見送り」といった運動に発展し、市民にとって本当に必要な市政が行われることになることを確信しています。

そして、公務員が責任を持って施策を遂行することが出来るためには、自分らしく生きる時間の確保が重要です。そのためには、恒常的に残業をせざるを得ないような厳しい労働条件の解消を当局に対して強く求めていく必要があります。このような厳しい労働条件の中では、誰もが心身の故障をきたす可能性があるといえます。安全衛生の取組みの中からも、人員増の要求をしていく必要があります。

三. 平和を守り、基本的人権を守るたたかい

名古屋市民が学習する権利が保障され、そのために私たち公務員がそれに見合う労働条件を得る前提には、一人ひとりが大切にされる必要があります。

そして、平和的生存権は「全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的权利であるということができ、単に憲法の基本的精神や理念を表明したものに留まるものではない」のです（07年4月名古屋高等裁判所判決より）。

したがって、教事支部としても、私たちの労働条件を守るための前提として、平和を守り、基本的人権を守る取り組みをしていく必要があります。具体的には以下のような取り組みが必要だと考えます。

積極的非暴力平和主義を掲げる日本の憲法は素晴らしいと世界中で評価されています。その憲法を改正しようという動きは、依然としてあり、そのことを世界中が危惧をしています。今こそ、この素晴らしい憲法を持つ日本の国民として、世界と日本の平和を求める人々と連帯し、「九条の会」の活動をはじめとする世界全体の平和を希求する日本国憲法を守る取り組みや、原水禁世界大会、平和大会など、世界全体の平和を求める世論を作り出す取り組みに積極的に参加していくことが求められています。09年度には、若手執行委員である松井執行委員が市職労の代表団の一人としてニューヨークで行われた核不拡散条約再検討会議に参加してきました。また、10年度には青年組合員の堀尾さんが広島で行われた原水爆禁止世界大会に参加してきました。こうした取り組みを継続しつつ、全組合員が大いに学び、行動する活動を進めていく必要があります。

四. この1年間、支部ですすめていく活動の中心課題

1. 引き続き各ブロックで自治研活動を推進し、

市民要求を実現させる活動

今年度も、各ブロックの活動を基本にしつつ、支部組合員の交流と学習の場として、自治研活動をすすめます。とりわけこの自治研活動を通じて、私たちが携わっている「公務」の原理・原則を学びなおしたいと考えています。その上で、組合員の皆さんが自分の仕事と職場の問題を持ち寄り、話し合い、元気の出る活動をめざします。自らの仕事を通して、住民の権利に気づき、それを保障する仕事のすすめ方を参加者全体で考えながら、それぞれの職場で実践できる職員集団づくりを大切にします。

支部のほとんどの職場と仕事について、民間へのアウトソーシングや指定管理者制度の導入の検討対象とされてしている中、安易な導入に反対し、教育機関としてその専門性に裏付けられた、利用者・住民に対する仕事のすすめ方が求められます。とりわけ、図書館や博物館施設に指定管理制度を導入させず、司書、学芸員などの専門職制を守る学習と取り組みをすすめます。

具体的には、自治研にかかる機関紙の発行や市民にも大きな影響を及ぼすと思われる問題を取り上げた市民と共同の集会を開催します。労働組合、住民自治・地方自治、憲法などとともに、社会教育やその方法論なども学習します。また、民間へのアウトソーシングや指定管理者制度をめぐる各自治体の動き、先輩職員の社会教育実践の聞き取りと継承の課題、利用者・住民の皆さんの実際の声や要求、各職場での問題などもテーマに、必要に応じて研究者の助言などもいただきながらすすめます。そして、仕事と職場を通じて主体的に参加できるような運営と企画を考える運営委員会を各職場・分会からも参加してもらい、定期的開催をめざします。

「ホンモノの地方自治はここにある」をテーマに、奈良県文化会館などで、7月23日（土）～25日（月）に開催されます「53回自治体学校 in 奈良」への積極的な参加をめざします。

さらに、「社会教育推進全国協議会あいち支部」（以下、「あいち支部」）との共同の取り組みをすすめ、必要に応じた市民集会や学習会の共同開催もめざします。「あいち支部」主催の社全協セミナーへ参加し、社会教育の理念と実践を学びます。とりわけ、「社会教育研究全国集会」では、全国の仲間の実践に学び、交流を深める機会として支部も積極的に参加を呼びかけます。

2. ベテランの経験を生かしつつ、若い世代も積極的に参加出来る組合運営をすすめ、要求を前進させる

11年4月に実施した「新規採用者&支部間異動者歓迎会」は、本庁組合員を中心とした実行委員が取り組んでくださいました。また、本庁ブロックでは、毎月分会長会議を開催する中で、ブロックの学習企画の取りまとめや残業パトロールの実施などに取り組んでいただきました。少しずつですが、組合活動を全体で支えていくようになってきていますが、こうしたことをより多くの場面で作っていければと思います。

こうした取り組みの良さは、歓迎対象者の同じ課・室のまさに隣りにいる先輩が声をかける点や分会という小さい単位の中ではありますがお互いに組合員が支えあう点にあります。このことは、組合活動すべてに共通しているものです。

これまで、教事支部を支えてきたベテラン組合員さんからの一人ひとりへの呼びかけが、これから教事支部を担っていく中堅、若手組合員の元気の素となっていくのです。今一度、すべての組合員が、組合活動の意義を思い出し、また改めて感じ、そのことをお隣、お隣へと伝えていくことを実現し、みんなで参加する組合活動を進めていきたいと思います。

そして、組合で、支部で今、取り組んでいることを共有する場として、また原理・原則を学ぶ場としての機関会議（執行委員会、分会長会議、ブロック別会議など）を定期的で開催します。

こうした取り組みの中心を担う人がどうしても必要となってきますので、各ブロックの分会長をリードする方を新たに置くなどする仕組みづくりをしたいと考えています。

また、全ブロックから多くの方に執行委員になっていただけるようにし、年度途中の選挙の実施も視野に入れて、活動の中心となる人を拡大する取り組みを1年を通じて行っていきたいと考えています。

3. みんなで楽しく参加できる組合活動と大きな組織建設を進める

すべての活動は、とにかくまず楽しむことからはじまるといっても過言ではないと思います。そこに参加する人が楽しいと思えば、その人の身についていくことになると思います。まさに、大いに遊び、大いに学ぼうではありませんか。

支部としても、ここ数年定着してきた組合員同士が交流できる企画をより多くの組合員が参加できるように工夫して実施したり、本部青年部等が行う企画への参加者へ補助をしたりすることなどを考えています。

① 組合員を拡大する取り組みをすすめます

公務員をたたけば票がとれると、公務員をたたき、その結果、自治体労働者を取り巻く環境は急激に変化してきています。労働組合がなければ権利は守れませんし、要求は実現出来ません。その意味をきちんと誠実に訴える活動を進め、特に様々な事情で組合に加入していない職員に組合へ加入してもらえるようにするなど、組合員を増やすことを目標にした組織活動を強化します。そのためにも、日常的なつながりを形成する必要があるため、この3月にも実施したような残業パトロールのような組合員にとって切実な問題を解決するための活動を継続的に実施します。

また、嘱託職員の組織化にも引き続き努力します。

② 世話役活動を組合員の要求に応じて工夫しながらすすめます。

自治労連共済、自動車保険などをはじめとした組合員の生活相談、また職場における様々な問題に関する相談なども含め、状況に応じて対応します。

市職労本部の支援も受けながら本庁ブロックで行っている「しゃべり場」を引き続き定期的に関行するとともに、他のブロックにおいても、機会をとらえて実施することとします。

③ 集会への参加を勝ち取ります

市職労が提起する集会等への参加を呼びかけ、こうした活動の中で情勢を学び、参加した組合員が所属する職場にそのことを広める活動をすすめます。

また、自治労連教育部会、自治労連本部などが提起する集会にも積極的に応え、参加者へ交通費等を補助し、参加者が学んだことを支部で広めていただく活動をしていきます。

④ 組合員の要求に対応した各種交流行事を実施します

ここ数年実施している「地引網&バーベキューレク」のような支部全体行事の開催やブロック単位の交流会、文化・スポーツなど同好の士を集めての小規模な行事などを、組合員の要求にもとづいて企画し、日頃は会えない組合員同士の交流の場を広げます。

また、本部等が実施する企画への参加補助をします。

4. 賃金確定闘争と組合員の権利を守り、拡大する取り組み

本部の提起する諸行動に参加し、権利の拡大・労働条件の改善等を勝ち取ります。
賃金闘争の前進のため、職場からの要求集約を進めます。また、闘争時期に合わせて「あした」紙上等で交渉の進展等を出来る限りリアルタイムで伝えます。

36協定締結が単なる儀式にならないように、当局に対して所属長への啓発を徹底させるよう申し入れます。また、各分会においても、この締結交渉が自らの労働条件の改善を獲得する場であることを再認識していただくとともに、他の分会での取り組みを共有するなどして、より実行性の高い36協定締結をめざし、サービス残業などの働くルール違反を解消していきます。

組合員一人ひとりの権利を守るためには、それぞれの組合員が、自分自身がなんとかしたいと思う必要があります。そのためには、働く者の権利を学び、自分たちの置かれている状況を学び、そして自らどうすべきかを考える機会を持つことが必要です。支部としても、組合員一人ひとりのそうした活動を支援するため、支部全体での学習会やブロック単位での学習会を実施します。また、組合員が自ら闘う決意を持たれた場合には、支部としても全力を挙げて支援します。

5. 教宣活動の充実

① 機関紙等の定期発行をめざします

機関紙「あした」は、組合員への情報提供、情勢認識の学習と職場要求実現の取り組みなどを伝えます。組合員の団結を図るためにも、年間平均で最低月1回以上の発行をめざします。

組合員の交流と情報交換も兼ねた機関紙「TOMMOROW」等は、取材や原稿依頼、投稿など、組合員の声を反映できるように定期発行をめざします。

② 支部ホームページの活用をめざします

紙ベースの情報提供だけでなく、支部ホームページを活用しての情報発信も行うために、管理運営体制を整備します。執行部だけでなく、広く支部組合員による運営委員会の立ち上げも課題です。

ホームページは、市民との重要な窓口にもなりますので、その観点も踏まえながら定期的に情報発信ができるようにしていきたいと思えます。

③ 支部機関紙編集委員会の設置をめざします

「TOMMOROW」等の編集内容の検討と定期発行、「あした」の編集内容への提言、「ホームページ」運営の検討などのために、支部機関紙編集委員会（執行委員と組合員のメンバーで構成）を定期的開催し、組合員の声や要求を生かした内容にしていきます。

④ 学習活動を積極的にすすめます

- 自治体労働者としての自覚や見識を高めるため、自治体学校をはじめとする各種集会、研修に積極的に参加します。
- 社会教育の理念や実践、状況や課題などについての学習をすすめます。社全協などの集会、学習会へも積極的に参加します。

- 「公の施設」への指定管理者制度導入検討がすすめられています。教育施設への導入の矛盾や問題などについて学習する場を設けます。
- 労働者の権利や労働組合について学習する場として、愛知学習協の主催する愛知労働学校、労働者教育協会主催の勤労者通信大学に積極的に組合員を送り出し、卒業者には半額の補助をします。（市職労本部からも半額補助あり）
- 時々の情勢に応じて、支部・ブロックで学習会を開催します。

6. 平和と民主主義を守る活動

- ① 平和を守る運動の中心として、憲法第9条、25条、26条をはじめとする憲法を守る運動を位置づけ、支部全体で積極的に行動します。
- ② 有事法制の発動を許さず、あらゆる平和と民主主義を破壊する攻撃を許さないたたかいをすすめます。
- ③ 教育現場への「日の丸」、「君が代」の押しつけなど、教育の反動化に反対します。
- ④ 各種の平和を求める集会、学習会に積極的に参加します。
- ⑤ 非核三原則を守り、核兵器廃絶にむけた運動に積極的に参加します。

7. 各ブロックの課題と活動方針

(1) 本庁ブロック

支部全体の約1/3を占める本庁ブロックにおいて、今一度、組合の意義やその活動内容について組合員一人ひとりが確認でき、その理解・活動を深めていけるような取り組みをしていきたいと思えます

- 1. サービス残業や持ち帰り残業をなくすような職場環境づくりと、必要な部署への適正な人員配置を引き続き要求していきます。
- 2. 本庁ブロック特有の課題等を共有し、解決に向けて前進するため、分会長会議を定例的に開催します（月1回開催）。また、この分会長会議を企画・運営するためにブロック員（仮称）となる組合員を募り、会議前に定例的に集まることとします。
- 3. 本庁舎の分会と、教育センター分会や野外教育センターの分会との交流が持てるような取り組みをします。
- 4. 自治研活動の一環として、ブロック学習会を春だけでなく、秋等にも開催し、定期的に組合員が自分の仕事に誇りをもって働けるような学習の場を設けます。
- 5. 同じ本庁ブロックで働いている者同士が交流を図れるような企画を、組合員の発意・運営で開催します。

(2) 社会教育施設ブロック

(3) 図書館ブロック

1 情勢

経済危機の中、税収減・三位一体計画による補助金カットなど、今まで以上に困窮を極めています。その上先に東北大震災により国家的な規模で社会システムが大きく変貌しようとしています。その影響が教育の現場にも押し寄せています。

この間「指定管理者制度」を導入する自治体も複数に上り、安上がりの行政を目指すならばその結論はおのずから明らかでしょう。さらに「市場化テスト法」も成立し、大阪府では橋下「独裁」府政のもと条例制定もなしに府立図書館で実施が強行されました。

また、教育の憲法といわれる「教育基本法」が改悪されたのをうけ、学校教育法等教育三法案の改悪も強行されました。国民の自発的な学習権を根底から奪い、国家権力の意に沿う国民を作り上げようとしているこの改悪を断じて許すわけには行きません。そしていよいよ私たちの仕事に直結する「社会教育法」「図書館法」「博物館法」も改悪されました。今後その影響は随所に出てくるものと思われま

す。徳重図書館も開館し、当面の図書館網は整備されました。しかし、その実態は奉仕協力員・臨時職員の大量配置によるもので、また「カウンター業務委託」の導入による民間移行もあり、真に住民要求にこたえる体制とはとてもいえません。住民の「学習権保障」という大命題に答えるためには、施設面でも人的な面でも不足しています。ハードもソフトも体裁を整えただけというのが実情だと思います。にもかかわらず、先に支所管内図書館に「指定管理者」制度の導入が提案されました。長年全国に先駆けて司書職制度を確立し、市民サービスに当たってきた経験を放棄し、民間に丸投げするのは行政としての責任放棄以外の何者でもありません。住民要求からも乖離した独善的施策です。

また一方、自動車図書館「廃止」反対運動で最終的に利用者の大きな声に支えられて存続が決まりましたが、その結果を見れば明らかなように、住民要求実現のために共同の輪を広げることこそが力になりうる、その思いで今こそわれわれがどんな仕事をしていくのかを住民要求をくみ上げる形で「自治体労働者論」の立場で住民に提示し、支持を得る必要があります。

新自由主義の破綻が明らかになりつつある現在、私たちが本当によりよい社会を作り上げていくためになにをすべきか今一度共に考えて運動を作り上げていきたい。そのために世代を超えた全組合員の持っている力を結集して当たれるよう組織の上からも再考をする必要があります。

2 今年度の取り組み方針

- ① 支所管内図書館への「指定管理者」制度導入を阻止するため、市民とともに共同の取り組みを行なう
- ② 「カウンター委託」検証を住民サービス維持・向上の立場で行なう
- ③ 住民の学習権保障を阻害する「社会教育法」「図書館法」の改悪に反対し、「市場化テスト法」、「指定管理者制度」等の導入に反対する
- ④ 住民との協同を図るため、自治研活動をすすめる。そのためにまず「しゃべり場」活動に取り組む。

- ⑤ 「名古屋の図書館を考える会」として市民集会を継続的に行い、住民要求の掘り起こしを行なう、
- ⑥ 36協定が実効性を発揮できるよう更に労働時間の短縮に取り組む
- ⑦ 新たな組合員を増やすと共に、支部に参集できる体制を構築する

(4) 養護学校ブロック

第2号議案

2011年教事支部職場要求書(案)についての承認

2011年職場要求書(案)〈別添参照〉について本大会で確認後、教育委員会当局へ提出します。

第3号議案

2010年度支部会計決算報告および2011年度支部会計予算(案)の承認を評議員会へ委任する件

2010年度支部会計決算報告および2011年度支部会計予算(案)を本大会で審議することは、会計年度(2010年7月1日～2011年6月30日)との関わりで、事務処理上、困難が生じます。したがって、上記決算および予算(案)の審議、承認を本大会後の直近の評議員会に委任することを求めます。

第4号議案

各種大会代議員の選出について

2011年度市職労大会（臨時大会を含む）、市労連定期大会、自治労連県本部定期大会の開催に伴う支部選出代議員について、従来と同じく執行委員を中心に選出することとし、具体的な人選は執行委員会に一任します。

第5号議案

評議員会の取り扱いについて

2011年度の支部役員選挙において評議員の立候補がなかったこと、またここ数年、評議員の立候補が数名に留まっていたため、評議員会を支部の分会長会議と同時開催していたという実態に即して、今年度一年間、評議員会を停止し、必要な決定については分会長会議で行うこととする。

今年度一年間の活動を踏まえて、来年度の支部大会で規約の改正を行うこととする。